

東京都消費生活基本計画における 消費者教育に関する取組

令和 5 年度実績 ・ 令和 6 年度予定
(令和 6 年 2 月時点)

1 学校教育における消費者教育の推進

(1) 高等学校等での取組

- 成年年齢引き下げに伴う諸課題に関する指導の充実に向けた研修会の実施(10月)**
 - ・全都立高校等での教材等活用状況・生徒からの相談状況を把握。学校への指導助言等。
- 消費者教育コーディネーターによる出前講座及び教材等の活用の周知**
- 校長連絡会等にて「教員のための消費者教育講座」・メルマガ・教材等の周知

(2) 小中学校等での取組

- 学校向け消費者教育事業について、区市町村教育委員会の指導主事等へ説明(4月)**
 - ・教員のための消費者教育講座、情報提供誌「わたしは消費者」、出前講座、Web版消費者教育読本、消費者教育DVD、消費者教育コーディネーターの活用 等
- 消費者教育教材等の活用についての周知(7月)**
 - ・区市町村教育委員会を通じ、学校宛適宜周知

(3) 保護者等に向けた取組

- 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ (※①)、消費者教育・啓発ノート (※②) の配布**
 - ・都内全高校2年生及び保護者向けに同時配布 12万部

※① 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ



▼ 大人になると、どうしてねらわれるの? ▼

理由 その1

自分の意思で
高額な買物が
できる

親権者の同意が
無くても、高額な
買物ができる
ようになります。

理由 その2

親権者の承諾
無く、お金が
借りられる

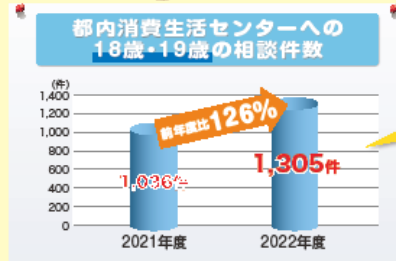
現金が無くても、
クレジットカードの
キャッシングや、銀行
ローン、消費者金融が
利用できるようになります。

理由 その3

未成年者
取消権が
使えない

大人になると、
未成年者取消権 (※) は
使えなくなります。

※未成年者取消権…未成年者が、
親権者の同意を得ずに結んだ高額な契約は、
原則として取り消すことができるというもの。



成年年齢引下げで
大人になった
18歳・19歳の
相談件数が
増えています!

※② 消費者教育・啓発ノート



【学生にありがちなトラブル事例(マルチ商法)】

【どうして消費者トラブルにまきこまれたのか、考えよう】

- ◆『簡単にうまく』って話、本当にある?
- ◆その商品、自分にとって本当に必要?
- ◆どんな契約なのか確認した?
- ◆契約する前に、誰かに相談した?

困ったときは、消費生活センターに相談!

☎168 消費者ホットライン

※所在地の消費生活相談窓口によります。

さらに!!

日常の買い物も「買う」「支払う」「使う」「捨てる」といった段階ごとに、よく考えて行動する習慣が大切です。ノートにクイズを用意したので、楽しみながら学んでください!

1. ここでは何が作られていたでしょう?

平成25(2013)年4月、パンダラッシュの首都圏各店舗のビル「ラブリ」が崩壊し、工場の従業員が生き埋めになる事件が起きました。死者110人以上、怪けになったのは主に若い女性たちです。崩壊の原因は、基礎杭が定位置に打てなかったためと見られます。後、建物の一部は、一時、工場で作業を行っていたためと見られます。

【読者は気づく?】

(4) 教員への研修等支援

○教員講座（受講者数延べ1,072人）

- ・講義10回、実験3回×2を会場及びオンライン配信で実施
- ・18歳成年への準備に欠かせない情報を学ぶ講座、エシカル消費など、持続可能な社会生活を体感できる講座など、学校の授業にすぐに役立つ実践的なものを実施

(5) 消費者教育コーディネーターの配置

R2年度
・事業の広報
・学校相談の
対応



R3年度
・若者参加型事業
との連携開始
・教育庁との連携



R4年度
・中学校担当の設置
・アクティブ・
ラーニングの構築



R5年度
・多様な機関との連携進展
・特別支援学校や定時制
高校等のコーディネート

<実績>

※令和5年12月末時点

内 容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (※)
広報活動（教員向け広報、校長会等における広報活動の件数）	16件	14件	26件	20件
個別相談（中学校・高等学校等からの相談に対応した数）	10校	17校	38校	50校
学校コーディネート（消費者教育の実施につながった数）	3校	12校	25校	25校

<令和5年度学校コーディネートの主な内容>

- ・特別支援学校において、在校生や卒業生を対象とした消費者教育のコーディネートを実施。
- ・若者参加型事業と連携し、定時制高校におけるコーディネートを実施。

<学校や生徒からの主な反応>

- ・自分事と捉えられる実践的な内容で、啓発効果が高いと感じた（学校）。
- ・自分が知るだけでなく周りにも伝えることをしていきたい（生徒）。

2 注意喚起・情報発信

(1) WEB等を活用した普及啓発

○消費者情報の入口

- ・欲しい情報を探しやすく、展開を促す構成。

身近な消費者トラブルを知ろう ひとりで悩むのは **おしまい** にしよう



東京暮らしWEB
トップページ
バナーからアクセス

身近な消費者トラブルを紹介

「脱毛1年コースならツルツルになりますよ!」



「無料体験のはずなのに・・・」

無料体験から有料のコースを勧誘される場合があります。「今日契約すれば割引」「通い放題」などの魅力的な言葉に惑わされず、施術内容や回数、期間、解約条件をよく確認、理解して、自分が払える・通える内容でない契約をしてしまったら、クーリング・オフや解約を。

[詳細はこちら1](#)

[詳細はこちら2](#)

関連情報のページへ

「こんなはずじゃなかった」??～美容やエステの契約は、確認して理解して納得して～

消費者注意情報

令和3年12月6日

相談事例 1

無料動画サイトで脱毛のお試し980円という広告を見て、エステ店に出向いた。施術後に担当者から継続して通うことを勧められ、今日契約すれば割引になると言われた。2年間通い放題で24万円。月に2回通うのが目安と言わ

④ 令和3年度/ご注意ください(消費者被害情報ほか)

④ パーソナルトレーニングが人気です

④ 本場に契約中の通信会社からの連絡ですか? !～契約変更の際は内容をよく確認して判断しましょう!～

○時勢を捉えた情報発信

- ・マッチングアプリをきっかけとした消費者トラブルに遭わないための情報提供



東京暮らしWEB
トップページ
バナーからアクセス



相談事例や注意点を紹介

東京暮らしWEB内の関連情報へのリンクを掲載し、展開を促す

相談先を案内

気になることや困りごとがあるときには・・・

- ・ 消費生活相談窓口のご案内
- ・ チャットボットに聞いてみる(トップページへのリンクです。下部のチャットボットのポップアップ表示からクリックしてください)

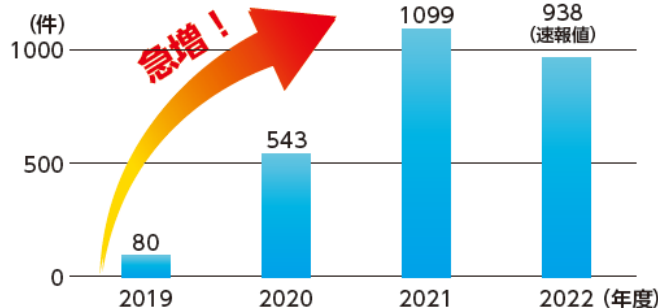
マッチングアプリをきっかけとした消費者被害への注意喚起

- マatchingアプリを悪用して近づいてきた相手から投資などを勧められたり、高額な飲食代を請求されるなどの、消費者からの相談が急増していることを受けて、動画・啓発チラシを作成
- SNS広告や都が主催するイベントや若者が集まる施設等で広く発信・配布して注意喚起

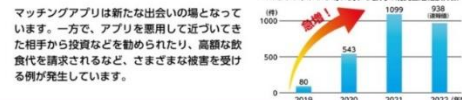
動画・チラシの詳細はこちら↓



<マッチングアプリ等に関する都内の消費生活相談件数>



“いいね”と思ったそのひと、本当に大丈夫ですか？
～マッチングアプリを悪用した勧誘が増えています～



上手なアプリの利用のために確認しよう。

- 登録時の身分確認がある
- 連絡ユーザーに対する連絡・ブロック機能がある
- 24時間監視体制がある
- 相談窓口が複数設けられている
- セキュリティや個人情報保護の強化に取り組んでいるなど

マッチングした後の注意点

- 01 個人情報は事前に開示しない？
連絡先がわかるまでは、電話番号やメールアドレスなどは開示しないようにしましょう。
- 02 マッチング画面や、会合デートの誘いには、焦らず慎重に対応しましょう。会う場合には「日中」「人目が多き場所」「短時間」で。
- 03 投資・商品などの勧誘を受けたら要注意！
素直な人だと思っても、投資などの勧誘をする相手に対しては断り断らず、きっぱりと断りましょう。

こんな相談のトラブルが寄せられています。詳しくは裏面に。

実際に寄せられているトラブル事例

マッチングアプリで知り合った人と食事をした時に、「お金のノウハウを学ぶスクール」の入会を誘われた。高額な入会金の支払いに消費者センターからの助言を勧められ、解約してしまっった。

外国生活が長いという男性から、「一緒に生活するための費用を稼ぐために割の良い投資をしないか」と誘われ、送金したら、その後、会ってこなくなった。

よく行く居酒屋があると誘われ、相手が指定するお店で飲食をしたら代金として数十万円を請求された。

上記の他、様々な相談が寄せられています！

契約や高額請求などで困ったときは…すぐに消費生活センターにご相談ください！

東京都消費生活総合センター

都内各所・各支、各支の消費生活に関する相談窓口です。

【受付時間】月～土・午前9時～午後5時

☎03-3235-1155

日・祝・年末年始は休みです。

相談は無料。秘密は厳守します！

全国の電話番号「消費者ホットライン」

☎188

一人に悩まずに気になること、困ったことは、ご相談ください。

東京都くらしWEB

消費生活に関わる東京都の情報サイト

トラブルにあうその前に「東京都くらしWEB」をぜひご覧ください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>

婚活に関する情報を知りたいときは…

都や区市町村等が開催する婚活イベント情報や、婚活を始めの方に役立つコラム・おすすめのお出かけスポット等を掲載しています。

ぜひご覧ください。

<https://www.futari-story.metro.tokyo.lg.jp/>

このリーフレットについてのお問い合わせ先 東京都消費生活スポーツ局消費生活企画課 03-5380-3053

悪質ホストクラブ等での高額な請求等に関するトラブルへの注意喚起

- 悪質なホストクラブ等に関連する被害やトラブルが発生していることを受けて、都では高額な請求等に関するトラブル事例の紹介や、犯罪に巻き込まれる危険性、困ったときの相談窓口を周知するためのチラシを作成。ホームページやSNS等を通じて注意喚起

チラシの詳細
はこちら↓



ホストクラブでの高額な請求等に関する トラブルの相談が寄せられています！

マッチングアプリやSNSなどでの出会いを利用してホストクラブに誘われる事例もあります。いやだと思ったらきっぱりと断りましょう。

※寄せられた相談事例をもとに一部再構成しています。

高 額 請 求

- ❶ マッチングアプリで知り合った男性がホストで、店で会いたいと誘われて行ったら、高額な飲食代金を請求された。
- ❷ ホストクラブで、高額なシャンパンをホストに注文され、サインしないと帰さないと言われたので、怖くなって仕方なくサインしてしまった。
- ❸ ホストに囲まれて、高級シャンパンを勧められ、酔って覚えていない状態で最後は100万円を超える高額な支払いをクレジットカードでしてしまった。
- ❹ ホストクラブで身に覚えのない高額な請求をされたので、明細を求めたが、「明細はない」と言われた。

脅 迫 的 な 取 り 立 て

- ❶ 娘がホストクラブにはまり、数百万円を請求されている。払わないと勤務先に取り立ていくと脅かされている。

風 俗 店 で 働 か せ ら れ ぞ う に な っ た

- ❶ ホストクラブで高額な飲食代金を請求され、お金が無くて払えないというので、風俗店で働けと言われた。

高額請求や多重債務で困ったときは、消費者ホットライン188や、自治体の無料弁護士相談などに相談しましょう。

消費者ホットライン 電話 188
東京都消費生活総合センター 電話 03-3235-1155

脅迫や暴力での取り立てを受けたら、迷わず警察に相談を！

ホストクラブ等での過度な「売掛」に 注意!!

ホスト店での「売掛」、いわゆるツケ払いについては、気を付けないとあっという間に借金がかさみます。その結果、次のような事態になることも・・・



予断せず犯罪行為に
手を染めることも!!

予断せず犯罪被害に
遭う可能性も!!

悩まされたときは、
迷わず相談を！

<女性からの様々な相談に対応>
東京都女性相談センター(23区居住の方) 電話 03-5261-3110
女性相談センター多摩支部(多摩・島しょ地区居住の方) 電話 042-522-4232
<若者やそのご家族のための相談窓口>
東京都若者総合相談センター 若ナビα 電話 03-3267-0808
<相談内容に応じて、相談窓口等をご案内します>
警視庁総合相談センター 電話 #9110 又は 03-3501-0110
<未成年者やそのご関係者のための相談窓口>
警視庁ヤング・テレホン・コーナー 電話 03-3580-4970

東京都・警視庁・新宿区

東京くらしWEB

消費者注意情報

「ホストクラブに通い
多額の借金を背負っ
てしまった！
〜一人で悩まず
早めに相談を〜」



詳細はこちら↓



(2) 若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施（令和6年1月～3月）

○ポスター、リーフレットの作成

・都内各種学校、ネットカフェ、ボウリング場、駅、消費生活センター等にて配布

○若者啓発用動画の作成、放映（予定）

・インターネットやSNS（X（旧：Twitter）、YouTube）、交通広告（JR中央線、都営地下鉄等）、街頭ビジョン等にて広告掲出

○特別相談「若者のトラブル110番」の実施

など

ポスター



若者啓発用動画



若者が被害に遭いやすい商法や気をつけるべきキーワードを紹介し
「あやしいと思ったらすぐ相談」と「188（消費者ホットライン）」を周知

(3) 消費者被害防止のための若者参加型事業の実施

- 消費者トラブルをテーマにCMシナリオ及び動画を公募
(6月～10月)
- 最終審査会(12月) ※応募総数7079点、優秀賞4作品、入選6作品
- 完成したCM動画の公開(令和6年3月予定)



令和4年度の入賞作品と、作品を元に制作した啓発映像

浪花小慎さん(高校生)

学校

男:「好きです!付き合ってください」

女:「じゃあ契約書にサインして!」

(紙を取り出して見せる)

男:「えっ!」

(あわててポッケの中をさぐりペンを取り出し、サインをしようとする)

女:「(男から契約書を離す)」

「契約内容も見ずにサインしようとする人なんです。お断りします!」

NA:「契約は慎重な判断を!東京都消費生活総合センターです」



長久保さくらさん(高校生)

町のカフェ 若者Aと若者Bがスマホをいじっている。

若者A:「よっしゃー。今なら簡単にお金を稼げんだよ」

若者B:「それ騙されてるんじゃない?」

若者A:「騙すほうだよ。成年年齢が18歳になってから騙しやすいんだよ」

若者B:「なるほど」

NA:「騙す側もチャンスをうかがっています。東京都消費生活総合センター」



宮下鈴さん(高校生)

消費生活総合センターオフィス 相談員が電話を取る。

相談員:「こちら東京都消費生活総合センターです」

男性:「注文したものと違うものが届いたんですけど?」

あとお母さんに相談せずに買ったものを返金してほしいんですけど...

相談員:「大丈夫!ちゃんとお手伝いします!」

NA:「困ったときはお気軽に!東京都消費生活総合センターです」



朝永凌介さん(高校生)

病院

医師:「視力検査を始めます。あなたの買ったこの商品の値段は?」

A:「1,000円です」

医師:「ではこの商品の解約料は?」

A:「小さくてよく見えません」

医師:「注意力Cね」

NA:「契約内容は隅々まで読んで!東京都消費生活総合センターです」



(4) 学校への情報発信

○学校向けメルマガの配信

- ・大学・専修学校等（104校）、全都立学校教員及び希望のあった私立学校（16校）

○教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」発行（年4回）

- ・教員向けに消費生活上の課題や消費者教育教材等について情報提供
例）トピック例：ネット通販の基礎知識、不動産賃貸借契約、脱毛エステ等
注意喚起：マッチングアプリによるビジネススクール勧誘、違法なアルバイトに注意等

○校長連絡会・義務教育連絡会等での周知

- ・消費者教育コーディネーター制度と具体的な相談例を交えた活用方法を提示する等、各種周知を実施

3 区市町村支援

○都区市町村合同研修の実施（消費生活行政職員等の知識や実務能力の向上）

- ・13回 1,395人（12月末時点）

○市町村との共催講座の開催（講座開催に関するノウハウを提供）

- ・8回 144人（12月末時点）

○東京都消費者啓発員の派遣による講座実施の支援

- ・14回 337人（12月末時点）

4 全世代に向けた消費者教育の取組

(1) 事業者団体等との連携による消費生活講座

○シンポジウムの開催 (11月)

「デジタルシフト！潜むリスク高めようリテラシー」
・受講人数 69人

消費者団体×事業者団体×行政による
消費者被害に
遭わないために

デジタルシフト！潜むリスク 高めようリテラシー

令和5年
11月29日(水)
14:00～16:15(開場/13:30)

会場 東京ウィメンズプラザホール
受講方法 会場(後日録画配信)
定員 会場:120名 録画配信:定員なし
(都内在住・在勤・在学の方)

参加費 無料

1 【基調講演】コミュニケーションの多様化とメディア・リテラシー
講師 中橋 雄氏 日本大学 文理学部 教授

2 【事例報告】
■ デジタル社会で安心安全な消費生活をおくるために
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子 氏
■ E-Commerceの安心安全な環境構築にむけたSIAの取組
一般社団法人 セーフティーネット協会(SIA) 事務局長 中嶋 辰彦 氏
■ 消費者行政におけるデジタル関連の取組
消費者庁地方協力課 課長補佐 内田 康太郎 氏

【質疑応答】
■ 事前にいただいた質問に対して登壇者が答えます。

主催：東京都消費生活総合センター
共催：(公社)全国消費生活相談員協会 (一社)セーフティーネット協会 後援：消費者庁

(2) 消費者団体との協働事業

○くらしフェスタ東京の 開催(メインは10月)

・テーマ「持続可能なやさしい未来へ」

くらしフェスタ東京2023

持続可能な やさしい 未来へ

参加無料

10/6 14:00～16:00
10/22 14:00～16:00
11/9 14:00～16:00
11/24 14:00～16:00
12/6 14:00～16:00

見えて、話そう！
交流フェスタ2023
新宿駅西口広場
イベントコーナー

「買う」と
「買わない」の
境目の心理学
有賀 敦紀さん
(中央大学文学部社会学専攻 教授)

東京ウィメンズ
プラザホール
会場

録画配信
11月20日～ 12月4日

小笠原 勝さん
(東京大学 名誉教授)

ホテルエミシア
会場

志利 美鈴さん (中心不)

【内容】
「買う」と「買わない」の境目の心理学
「買う」と「買わない」の境目の心理学
「買う」と「買わない」の境目の心理学

TEL 03-3267-5788
(本会) 03-3267-5788
(本会) 03-3267-5788

【主催】東京都消費生活総合センター

(3) 計量に関する周知と 教育の推進

○特設WEBページの開設 ・親子はかり教室(7～9月)



・都民計量のひろば(10～12月)

都民計量のひろば
2023

くらしと計量
～計量の世界を楽しく探検しよう！～

11月1日(水)計量記念日 午前10時30分～午後4時
新宿駅西口広場イベントコーナー
(※雨天決行、雨天時は会場を移します)

日時 11月1日(水)計量記念日 午前10時30分～午後4時
場所 新宿駅西口広場イベントコーナー
(※雨天決行、雨天時は会場を移します)

内容 計量器やパネルの展示、工作やゲームの体験、クイズラリー
などを行います。
くわしくは、このチラシのつらごとをご覧ください

知る・学ぶ 体験する 楽しむ

計量器、良好な環境、食品、エネルギーはどれくらい
しなくてはならないか？
自分ですべての計量器
を自分で使うことは
できるのでしょうか？
体験してみよう！

わたしたちは、計量器
で測ることを
知っています。
自分ですべての計量器
を自分で使うことは
できるのでしょうか？
体験してみよう！

「計量の日」です。
「計量の日」は、計量器
の重要性を
知ってもらう
機会です。
自分ですべての計量器
を自分で使うことは
できるのでしょうか？
体験してみよう！

都民計量のひろば実行委員会
事務局 東京都計量検定所 (☎03-5617-6643)

「TOKYOエシカル」R5年度の取組状況



パートナー公募

- エシカル消費に係る取組を推進する企業等を通年で公募
- 約220団体が参加 (R5.12現在)



情報発信

- Webサイト・Instagram



- テレビ朝日「東京サイト」で特集 (10/16~20)



カンファレンス

- プロジェクトのキックオフ
- シンポジウム、ネットワーキングを実施
- 都、パートナー企業 同士の連携強化



店頭での啓発

- イオンリテール株式会社と連携して、6月の環境月間に併せ、使い捨てプラ削減とエシカル消費の推進に向けた取組を実施
- 都内「イオン」等で TOKYOエシカルのロゴマーク入りマイバスケット販売



エシカルミーティング

- パートナー同士でエシカル消費に関する意見交換、アイデア創出
- 「消費者との接点づくり」「子供・若者の体験創出」などテーマを設定して3回開催
- 各回20社程度が参加



エシカルマルシェ

- 子供から大人まで楽しみながらエシカル消費を体感・体験できるマルシェを開催
- 音楽フェス「INSPIRE TOKYO」とコラボし、7月の3連休に渋谷で実施
- エシカルな商品が並ぶブース、フードコートやワークショップなど多彩なコンテンツを展開



子供向けエシカル体験ツアー

- エシカルな取組の見学・体験 + 子供が自分にできることを考えるワークショップを実施
- 第1回 イケア・ジャパン (テーマ: エシカルとSDGs)
第2回 共立女子大学 (テーマ: 食品ロス)
第3回 三栄コーポレーション (テーマ: アップサイクル)



1 学校教育における消費者教育の推進

- 区市町村教育委員会を対象とした消費者教育・環境教育推進委員会を、義務教育指導課事業説明会として年間3回開催
- 消費者教育コーディネーターを増員し(1名)、学校現場(中学・高校・大学等)と連携することにより、さらなる消費者教育の推進を図る。
- 大学等の新入生オリエンテーション向けに、悪質商法被害防止出前講座の活用促進を図る。

2 注意喚起・情報発信

- 若者参加型事業を通じた情報発信
 - ・消費者トラブルをテーマに若者からCMシナリオ及び動画を公募・公開
 - ・契約や消費者トラブルについて学べるeラーニング教材等を作成し、学校での活用を推進
 - ・社会教育施設や、外国人等消費者教育を受ける機会の少ない若者が集うNPO団体等へのアプローチを推進
- 若者の消費者トラブルに関する注意喚起動画の作成・放映、ターゲティング広告の実施等

3 エシカル消費の理解の促進

- TOKYOエシカルの展開
 - ・エシカル消費のさらなる実践拡大に向け、都民・パートナー企業等との協働により発信を強化
 - ・子供・若者を対象としたワークショップや成果発表会など、学び・体験・発信の場を拡充